

## 『中本起經』「瞿曇彌來作比丘尼品」考

奧村浩基\*

### 摘要

《中本起經》是漢訳仏伝經典之一，據現存最古的經録《出三藏記集》記載，《中本起經》是由康孟詳在後漢獻帝御世(A. D. 196-220)所翻譯的。本經收録釈迦牟尼仏成道後的十五種仏伝故事。

本論文主旨在於透過比較各種仏教文献所伝の大愛道瞿曇彌出家譚的結構与内容，並探討《中本起經》〈瞿曇彌來作比丘尼品〉的伝承系統。

從大愛道瞿曇彌出家譚的結構与内容来分析，可以指出〈瞿曇彌來作比丘尼品〉的故事屬於伝承《中阿含經》和《瞿曇彌記果經》的說一切有部故事伝承系統。又，推論〈瞿曇彌來來比丘尼品〉利用《大愛道比丘尼經》的譯文來補添《中本起經》。

關鍵字：《中本起經》、〈瞿曇彌來作比丘尼品〉、〈增壹阿含序〉、  
《大愛道比丘尼經》

---

\*佛光大學宗教學系助理教授



## 『中本起経』 「瞿曇彌來作比丘尼品」考

奥村浩基

### 概要

中国では、仏教伝来後、膨大な数に及ぶ仏典が齎され、中国語に翻訳されていった。そうした中には、仏陀の事跡を物語る仏伝經典も数多く含まれている。その中でも、最も早い時期に漢訳されたものの一つに『中本起経』がある。本経は、仏陀成道後の初転法輪から始まる 15 種の諸事跡を伝えている。

本経については、現存最古の經典目録『出三蔵記集』に記載があり、それによれば、漢代の献帝、建安年中(A.D.196-220)に康孟詳によって翻訳されたとしている。これは後漢時代に当たる。この所載に従ってか、これまで本経は、後漢代の翻訳と信じられ、それが大前提となって漢訳仏典に関する重要な研究が公にされてきた。その一方で、『中本起経』の内容や成立に関する詳細な研究は、ほとんど行われてこなかったといつてよい。ところが、近年になって『中本起経』の成立に関する問題が提起されるようになり、本経を改めて多角的に再検討する必要に迫られている。そこで、本論では、「瞿曇彌來作比丘尼品」と対応説話との比較検討によって「瞿曇彌品」の所伝の系統性を明らかにした。その結果、『中阿含経』や『瞿曇彌記果経』を伝持した説一切有部に最も近い説話伝承から成立したことを明らかにした。そして、諸伝の中に「瞿曇彌品」の訳文と極めてよく対応する漢訳仏典が存在することを見出した。その上で釈道安の語る「大愛道品」と「瞿曇彌品」の関係から、「瞿曇彌來作比丘尼



品」が、「大愛道品」を補うために『大愛道比丘尼経』に基づいて創作された可能性のあることを指摘した。

[キーワード]

『中本起経』・「瞿曇彌來作比丘尼品」・「増壹阿含序第九」・『大愛道比丘尼経』

## はじめに

中国では、仏教伝来後、膨大な数に及ぶ仏典が齎され、中国語に翻訳されていった。そうした中には、仏陀の事跡を物語る仏伝経典も数多く含まれている。その主なものだけでも、『普曜経』、『方廣大莊嚴経』、『佛本行集経』、『過去現在因果経』、『太子瑞應本起経』、『修行本起経』、『異出菩薩本起経』、『佛本行経』、『佛所行讚』、『修行本起経』、『中本起経』などが挙げられよう。これらの中で、最も早い時期に漢訳されたものの一つに『中本起経』がある。本経は、仏陀成道後の初転法輪から始まる15種の諸事跡を伝えている。この経はまた仏陀の前世から成道までの事跡を伝える『修行本起経』<sup>1</sup>と内容的に対になる仏伝経典とも言われている<sup>2</sup>。

本経については、現存最古の経典目録『出三蔵記集』に記載があり、それによれば、漢代の献帝、建安年中(A.D.196-220)に康孟詳に

<sup>1</sup>近年、本経が経録の示すような後漢代の翻訳ではなく、その大部分は、東晋時代に南方で『小本起経』等をもとに成立されたとする研究が公にされた。河野訓『漢訳仏伝研究』、皇學館大学出版部、三重、2008年。

<sup>2</sup>『国訳一切経』第6巻、大東出版社、東京、1971年、331-332頁、『佛書解説大辞典』第8巻、大東出版社、東京、1968年、40頁。



よって翻訳されたとしている<sup>3</sup>。これは後漢時代に当たる。この所載に従ってか、これまで本経は、後漢代の翻訳と信じられ、それが大前提となって漢訳仏典に関する重要な研究が公にされてきた<sup>4</sup>。その一方で、『中本起経』の内容や成立に関する詳細な研究は、ほとんど行われてこなかったといつてよい。ところが、近年になって『中本起経』の成立に関する問題が提起されるようになり<sup>5</sup>、本経を改めて

<sup>3</sup>大正.55, p.6c7-9.同じく『出三蔵記集』卷十三の安玄伝でも康孟詳に言及している(同巻、p.96a20-22)。ここでは、彼が康居人であるとしている。『出三蔵記集』以後の経録等の記述を見ると、『出三蔵記集』と時代的に近い『高僧伝』では、康孟詳と竺大力の共訳であること、その梵本は曇果がカピラヴァスツで得たことを伝えている(『大正新脩大藏經』、以下、大正と略記する。大正.50,p.324c7-14)。隋の法経らによる『衆経目錄』も『高僧伝』に従って康孟詳と竺大力の共訳とする(『法経録』、大正.55,p.128a7)。こうした竺大力との共訳説は、『衆経目錄』(『仁壽録』、大正.55,p.154a20-21)、『衆経目錄』(『静泰録』、大正.55,p.186a3-4)、『大唐内典録』卷七(大正.55,p.289c12-13)に受け継がれている。なお、『大唐内典録』卷一の代録では、入手地に関する記載はなく、康孟詳の訳とする(大正.55,p.224c22-26)。この他、『法経録』の三年後に撰述された『歴代三寶紀』によれば、「中本起経二卷。亦云太子中本起経。見始興録 右一經二卷。釋道安云。沙門曇果於迦維羅衛國。得此梵本來至雒陽。建安十二年翻。康孟詳度語(大正.49,p.54b9-12)」とあって、訳出年を建安 12 年と明記している。またここで言及される『始興録』の実態は不明であり、道安の所述も何に依拠したものかは不明である。『開元釈教録』では、『歴代三寶紀』が『中本起経』と『太子瑞応本起経』を混同していたのを正し、『中本起経』は曇果と康孟詳の訳とし、入手地については記していない(大正.55,p.417b3-5)。なお、大藏経が訳者を曇果と康孟詳とするのは、『開元釈教録』の説に基づいたものである。

<sup>4</sup> たとえば、朱慶之『佛典與中古漢語詞彙研究』、文津出版社、台北、1992 年がある。これには、末木文美士氏の書評(『東方』151 号、1993 年、28-30 頁)がある。

<sup>5</sup> 榎本文雄『法句譬喻経』の成立について- 『中本起経』の成立にからんで -、『アーガマ』第 130 号、284- 286 頁、東京、1994 年、榎本文雄「解説『法句譬喻経』覚え書き」、『真理の偈と物語(下)- 『法句譬喻経』現代語訳 -』、277- 278 頁、大蔵出版、東京、2001 年。これらの研究によれば、現存する『中本起経』は、後漢代の訳出ではなく、晋代まで下がる可能性があ



多角的に再検討する必要に迫られている。

さて現在の『中本起経』は、漢訳当初の形を保っているのではなく、その一部が失われた形で伝わったものとされる。これを指摘したのは釈道安(A.D.314-385)である。彼によると、『中本起経』は漢訳された後、マハーパジャパティー・ゴータミー(Mahāpajāpatī-Gotamī, 以下、マハーパジャパティーと简称する)と比丘尼戒法を説いた「大愛道品」が故意に削除されてしまったと伝えている。ところが、現行『中本起経』には、これに比定できる「瞿曇彌來作比丘尼品(以下、「瞿曇彌品」と简称する)」が現存するため、日本では、これまでその矛盾を巡って指摘がなされてきたものの、不思議にも「瞿曇彌品」を直接研究した上で両者の関係性を論じた講究はなく、道安の記した経序の記事を中心に論じたものばかりであった。そこで、本論では、先ず現存する対応説話との比較検討によって「瞿曇彌品」の所伝の系統性を明らかにした後、その諸伝の中に「瞿曇彌品」の訳文と極めてよく対応する漢訳仏典が存在することを指摘する。その上で釈道安の語る「大愛道品」と「瞿曇彌品」の関係を考察することにしたい。このことは、現行『中本起経』を解明する上で極めて重要な事実を提供することになると考える。

## 1. 「瞿曇彌品」の説話構造と表現形式

「瞿曇彌品」は、『中本起経』の第九品に置かれ、大愛道<sup>6</sup>瞿曇彌、すなわち、マハーパジャパティーの出家受戒にまつわる出来事を伝

---

るとしている(榎本[1994]、286頁、榎本[2001]、277頁)。

<sup>6</sup>大愛道の語源については、John Brough, *Buddhist etymological note, Bulletin of the School of Oriental Studies*, No.38,1975, pp.581-582の研究がある。



える説話である。彼女は、仏陀の生母亡き後、彼を養育した女性である。また、彼女は仏教僧団史上初の女性出家者とされるため、この説話は、比丘尼、もしくは比丘尼僧団成立の状況を伝える成立譚でもあり、そこで定められる八敬法の制戒因縁譚でもある。このように読む角度によっては、さまざまな情報を提供している説話であるといつてよい。

これに対応する説話は、数多く現存しており、その数は 12 種に及ぶ。パーリ律を始めとして、大衆部系説世間部所伝の梵文『比丘尼律(*Bhikṣuṇī-Vinaya*)』、根本説一切有部所伝の梵文『比丘尼羯磨(*Bhikṣuṇī-Karmavācānā*)』、蔵訳『毘奈耶雜事(*Hdul-ba phran-tshegs-kyi gshi*)』、漢訳『根本説一切有部毘奈耶雜事』(以下、『有部雜事』と簡稱する)、『四分律』、『彌沙塞和醯五分律』(以下、『五分律』と簡稱する)、『毘尼母經』<sup>7</sup>といった部派仏教の律文献<sup>8</sup>の他、『アングッタ

<sup>7</sup> *Vinayapitakam (=Vin)*, II, ed. by H. Oldenberg, The Pali Text Society, London, 1964, pp.253,3-256,32, *Bhikṣuṇī-Vinaya, including bhikṣuṇī-plakirṇaka and a summary of the bhikṣuṇī-plakirṇaka of the Ārya-Mahāsaṃghika-Lokottaravādin*,

ed. by Gustav Roth, K.P. Jayaswal Research Institute, Patna, 1970, pp.1-16, *Bhikṣuṇī-Karmavācānā, Die Handschrift Sansk. C25(R) der Bodleian Library Oxford*, ed. by Von Michael Schmidt, *Indica et Tibetica*, band 22, Indica et Tibetica verlag, Bonn, 1993, pp.239-273, *Hdul-ba phran-tshegs-kyi gshi*, 『影印北京版西藏大藏經』第 44 卷、西藏大藏經研究会、東京・京都、1957 年、161 頁以下、Ne, 97a7 以下、『根本説一切有部毘奈耶雜事』、大正.24,pp.350b10-351c2, 『四分律』、大正.22,pp.922c7-923c12, 『彌沙塞和醯五分律』、大正.22,pp.185b5-186a28, 『毘尼母經』、大正.24,p.803a21-b24.

<sup>8</sup> 大衆部の『摩訶僧祇律』は、「比丘尼法者。佛住迦維羅衛國釋氏精舍。爾時大愛道瞿曇彌。與五百釋女求佛出家。如線經中廣説(大正.22,p.471a25-27)」として、その説話を省略して伝えていないが、大衆部の経蔵でも該当する経が存在していたことを示している。それ故、現存する律蔵の中では、ただ説一切有部の『十誦律』だけがマハーパジャパティーの出家受戒を伝え



ラ・ニカーヤ(*Anguttara-Nikāya*, 以下、AN と簡称する)<sup>9</sup>、『中阿含経』<sup>10</sup>、『中阿含経』の同本異訳の別行本とされる<sup>11</sup>『瞿曇彌記果経』(以下、『記果経』と簡称する)<sup>12</sup>といったニカーヤ・阿含にも伝えられている。このようにその大半は、部派仏教の文献に伝承されているが、『大愛道比丘尼経』(以下、『大愛道尼経』と簡称する)のように大乘仏教系統の戒経<sup>13</sup>にも伝わっている。ここでは、これら諸伝のうち8種の説話構造と表現形式を対比して「瞿曇彌品」の特色を明らかにしたい<sup>14</sup>。

先ず「瞿曇彌品」の概要であるが、マハーパジャパティーが仏陀のおられる迦維羅衛国の釈氏精舎に赴くところから始まる。彼女は、仏陀に出家の許可を懇請するが、許可を得ることができなかった。

ていないことになる。

<sup>9</sup> AN, IV, ed. by Prof. E Hardy, The Pali Text Society, Oxford, 1999, pp.274,2-279,13.

<sup>10</sup>大正.1,pp.605a8-607b17.

<sup>11</sup>『佛書解説大辞典』第2巻、大東出版社、東京、1971年、352頁。

<sup>12</sup>大正.1,pp.856a2-858a7.

<sup>13</sup>大野法道『大乘戒経の研究』、山喜房佛書林、東京、1963年、390頁。上田天瑞氏は、経のいたる所に大乘思想が見られることを指摘している(『仏書解題辞典』第7巻、大東出版社、東京、1968年、206頁)。また平川彰博士も経中に般若羅蜜、菩薩、建立大乘などの大乘的表現があることを指摘している(平川彰『律蔵の研究』、山喜房佛書林、東京、1970年、273頁)。

<sup>14</sup>ここで8種に限定した理由は次の通りである。先ずパーリ律とANは全く同文関係にあるため、パーリ律のみを用いることにした。根本説一切有部系統の文献には、サンスクリット語、チベット語訳、漢訳の三種が現存している。特にサンスクリット語が現存しているので、その原語確定に極めて有益である。本考では、目下「瞿曇彌品」の説話形式の系統性を確認することを目的としているので、ここでは、サンスクリット語と漢訳資料のみを扱うことで充分であると考えた。『記果経』は、『中阿含経』と同本異訳であるので、必要に応じて引用する以外は除外した。『大愛道尼経』は、後に詳しく検討するので、ここでは暫時除外することにした。



その後、彼女は、仏陀が城内に入られたのを知って、再び仏陀のもとに赴いて出家の許可を懇請するが、先と同様の結果であった。彼女は、それでも諦めることなく、仏陀が遊行に出られたのを知ると、後を追って滞在地で三度目の出家の許可を懇請した。ここでも拒絶されて、門外で悲嘆にくれている時、阿難に出会った。その事情を知った阿難は、仏陀から許可を取り付けられるよう約束した。そして、彼は、仏陀に彼女の出家を許可されるよう懇請する。仏陀は、条件として八敬法を制定した。阿難は、彼女に八敬法を伝達すると、マハーパジャパティーは、それを生涯受持する事を表明し、はれて比丘尼となった。その後、マハーパジャパティーは、八敬法の部分撤廃を陳情するが、許されなかった。これに因み、仏陀は、女性出家のために正法の存続期間が減少したことや女人五障を語られたという。

これをプロット化すると、①マハーパジャパティーは、迦維羅衛国の釈氏精舎で仏陀に出家の許可を懇請する、②迦維羅衛国城内で再度出家の許可を懇請する、③仏陀の遊行先に赴き、再三出家の許可を懇請する、④阿難に出会い、悲嘆にくれる理由を告げる、⑤阿難は、仏陀に女性出家の許可を願う、⑥仏陀は、八敬法を制定する、⑦阿難は、八敬法を伝達し、マハーパジャパティーは出家を果たす、⑧マハーパジャパティーらが、八敬法の部分撤廃を陳情する、⑨仏陀が、正法の存続期間の減少や女人五障を語ったことにプロット化できる。これに従って各所伝のプロット対応を示すと、次のようになる。

	「瞿曇彌品」	『中阿含経』	パーリ律	『比丘尼律』
①	p.158a22-29	p.605a10-19	p.253,3-19	pp.2,1-6,10





②	p.158a29-b9	p.605a19-b3		
③	p.158b9-19	p.605b4-19	p.253,19-29	pp.6,11-7,12
④	p.158b19-24	p.605b19-26	pp.253,29-254,10	pp.7,12-8,12
⑤	p.158b24-c16	p.605b26-c28	p.254,10-255,4	pp.8,13,16,11
⑥	pp.158c16-159a4	pp.605c28-606b5	p.255,4-27	pp.16,12-19,1
⑦	p.159a4-17	p.606b5-c24	pp.255,27-256,4	pp.19,1-21,6
⑧	p.159a17-a24	pp.605c24-607a13		pp.21,7-22,6
⑨	p.159b24-b17	p.607a13-b16	p.256,4-32	

	『比丘尼羯磨』	『有部雜事』	『四分律』	『五分律』	『毘尼母經』
				p.185b5-23	
①	<sup>15</sup>	p.350b10-18	p.922c7-14	p.185b23-c2	p.803a21-26
②					
③	pp.242,2-243,6	p.350b19-c1	p.922c14-20	p.185c3-7	p.803a26-b1
④	p.243,7-18	p.350c1-6	p.922c21-25	p.185c7-9	p.803b2-5
⑤	pp.243,19-244,12	p.350c6-25	pp.922c25-9 23a6	p.185c10-19	p.803b5-14
⑥	pp.244,13-246,15	pp.350c25-351 b11	p.923a26-b2 1	p.185c19-29	p.803b14-18
⑦	pp.246,16-248,5	p.351b11-c2	p.923b21-c3	p.186a1-8	p.803b18-20
⑧				p.186a8-10	
⑨			p.923c3-12	p.186a10-28	p.803b20-24 <sup>16</sup>

これによって明らかなように、ほぼ全ての所伝に①③④⑤⑥⑦⑨のプロットが含まれていることに気づく。これらのプロットが、本説話の基本骨子といえる。特にパーリ律(ANを含む)と『四分律』が、これらの基本骨子によってのみ構成されているのに対して、「瞿曇彌品」は、②と⑧を含み、諸伝中最も増広した形態にあるといえる。「瞿曇彌品」と同じプロットから成り立っているのは、『中阿含経』と『記果経』の二経で、⑧を含んだものには、『五分律』がある。こ

<sup>15</sup> この部分の写本が欠落しているので、その内容の存在は不明。

<sup>16</sup> この箇所では、阿難が仏陀の許に戻った際、仏陀は、正法の存続期間の減少や女人五障を語ることはない。



のため、説話構造の面では、「瞿曇彌品」、『中阿含経』、『記果経』の三経が同一の構造に属しているといえる。

次に表現形式の観点から諸伝の関係を見ると、先ずマハーパジャパティの懇請とそれを行う地点であるが、「瞿曇彌品」では、懇請の中で沙門四道の獲得に言及している。

我聞女人精進可得沙門四道 願得受佛法律 我以居家有信。  
欲出家為道<sup>17</sup>。

こうした言及は、『中阿含経』、『記果経』、『比丘尼羯磨』、『有部雜事』でも見られるのに対して<sup>18</sup>、パーリ律、『比丘尼律』、『四分律』、『五分律』、『毘尼母経』では、ただ出家を願うだけとなっている<sup>19</sup>。懇請を行なう地点も、「瞿曇彌品」では、プロット①②③の三地点であるが、これと同じくするものは、『中阿含経』と『記果経』のみで、『比丘尼律』と『有部雜事』は、プロット①と③の地点、パーリ律、『四分律』、『五分律』は、いずれもプロット①の地点のみである。

本説話では、譬喩がよく用いられているのが特徴である。「瞿曇彌品」によれば、多女少男の譬喩、稻田の譬喩、防水の譬喩、瓔珞の譬喩である<sup>20</sup>。『中阿含経』<sup>21</sup>、『記果経』<sup>22</sup>、『四分律』<sup>23</sup>もこれら 4

<sup>17</sup>大正.4,p.158a25-26,b4-4,b12-14.

<sup>18</sup>同上、1,p.605a13-15,a26-28,b11-13.;同右、1,pp.856a8-9,a21-22,b9-11.; *Indica et Tibetica*, band 22, p.242,1-4.;大正.24,pp.350b13-15,b25-27.

<sup>19</sup> *Vin*,II, pp.253,8-9.;p.5,5-7,p.7,3-5.;大正.22,p.922c9-10.; 同右、22,p.185b23-24.; 同右、24, p.803a24-25.

<sup>20</sup>多女少男の譬喩は、大正.4,p.158b28-c2,稻田の譬喩は、p.158c2-4,防水の譬喩は、p.158c18,瓔珞の譬喩は、p.159a11-14.

<sup>21</sup>多女少男の譬喩は、大正.1,p.605c5-8,稻田の譬喩は、p.605c8-11,防水の譬喩は、p.606a1-2,瓔珞の譬喩は、p.606c15-21.



種に対応する譬喩を伝えている。パーリ律と『有部雜事』では、この他にもう一つ譬喩を含むため、5種の譬喩が存在する<sup>24</sup>。『五分律』は、多女少男の譬喩と瓔珞の譬喩の2種だけである<sup>25</sup>。『毘尼母經』では、多女少男の譬喩、防水の譬喩、瓔珞の譬喩の3種である<sup>26</sup>。このうち、瓔珞の譬喩で四姓の女性を挙げるのは、「瞿曇彌品」、『中阿含經』、『記果經』、『有部雜事』で、パーリ律、『四分律』、『五分律』では、四姓に言及しないで、ただ「男女」とし、『毘尼母經』では、「人」としている。

遊行先についても「瞿曇彌品」では、「那私縣<sup>27</sup>」とする。これに類似対応していると思われるのは、『中阿含經』の「那摩提<sup>28</sup>」や『記果經』の「那婆提耆<sup>29</sup>」である。これは、パーリ語の NAdika に当たり、『有部雜事』の「販葦<sup>30</sup>」は、この意識とされる<sup>31</sup>。なお、パーリ

<sup>22</sup>多女少男の譬喩は、大正.1,p.856b29-c1,稲田の譬喩は、p.856c3-5,防水の譬喩は、p.856c21-23,瓔珞の譬喩は p.857b11-16.

<sup>23</sup>多女少男の譬喩は、大正.22,p.923a1-4,稲田の譬喩は、p.923a4-6,防水の譬喩は、p.923b19-20,瓔珞の譬喩は、p.923b27-c2.

<sup>24</sup> Vin,II, pp.255,36-256,2, p.256,16-18, 21-23, 25-27,28-30.;大正.24,p.350c12-14, c14-16, c16-18, c27-29, p.351b23-27.なお、『比丘尼羯磨』にも『有部雜事』同様、多女少男の譬喩(*Indica et Tibetica*, band 22, p.244,1-4)稲田の譬喩(p.244,5-8)、もう一つの稲田の譬喩(p.244,9-12)、防水の譬喩(p.244,16-18)が存在するが、瓔珞の譬喩を説く部分が存在しないので、元来『比丘尼羯磨』にもそれを伝えていたのかどうかは不明である。

<sup>25</sup>多女少男の譬喩は、大正.22,p.186a3-7,瓔珞の譬喩は、同右、p.186a3-6.

<sup>26</sup>多女少男の譬喩は、大正.24,p.803b7-9,防水の譬喩は、p.803b14-15,瓔珞の譬喩は、p.803b21-22.

<sup>27</sup>大正.4,p.158b11.

<sup>28</sup>同上、1,p.605b9

<sup>29</sup>同上、1,pp.856b6.

<sup>30</sup>同上、24,p.350b19.

<sup>31</sup>赤沼智善編『印度仏教固有名詞辞典』、法蔵館、京都、1979年、433頁。



律は「ヴェーサーリーの大林重閣堂」とし<sup>32</sup>、『比丘尼律』、『四分律』、『五分律』、『毘尼母經』は、舍衛城の「祇園精舍」に設定している<sup>33</sup>。

プロット⑤では、仏陀自らマハーパジャパティーに対する報恩を挙げている。「瞿曇彌品」によれば、

今我於天下為佛。亦多有恩德於大愛道。大愛道。但由我故。得來自歸佛自歸法自歸比丘僧。又信佛信法信比丘僧。不復疑苦。不復疑習。不復疑盡。不復疑道。方成其信。成其禁戒。成其多聞。成其布施。成其智慧。亦能自禁制。不殺生。不盜竊。不婬泆。不妄語。不飲酒。如是阿難。正使人終身相給施衣被。飲食臥具病困醫藥。不及我此恩德也<sup>34</sup>。

と挙げているが、これは『中阿含經』<sup>35</sup>や『記果經』<sup>36</sup>とほぼ対応し

<sup>32</sup> Vin,II, p.253,26-27.

<sup>33</sup> *Bhiksuni-Vinaya*, p.6,18-20. ;大正.22,p.922c16.;同右、22,p.185c6-7.;同右、24,p.803a27.

<sup>34</sup> 大正.4,p.158c8-16.

<sup>35</sup> 大正.1,p.605c16-28.:阿難。我亦多饒益於瞿曇彌大愛。所以者何。阿難。瞿曇彌大愛因我故。得歸佛歸法歸比丘僧。不疑三尊及苦習滅道。成就於信。奉持禁戒。修學博聞。成就布施而得智慧。離殺斷殺離不與取斷不與取。離邪婬斷邪婬。離妄言斷妄言。離酒斷酒。阿難。若使有人因人故。得歸佛。歸法。歸比丘僧。不疑三尊及苦習滅道。成就於信。奉持禁戒。修學博聞。成就布施而得智慧。離殺斷殺。離不與取斷不與取。離邪婬斷邪婬。離妄言斷妄言。離酒。斷酒。阿難。設使此人為供養彼人衣被飲食臥具湯藥諸生活具。至盡形壽。不得報恩。

<sup>36</sup> 同上、1,p.605c16-28.:阿難。我亦多饒益於瞿曇彌大愛。所以者何。阿難。瞿曇彌大愛因我故。得歸佛歸法歸比丘僧。不疑三尊及苦習滅道。成就於信。奉持禁戒。修學博聞。成就布施而得智慧。離殺斷殺離不與取斷不與取。離邪婬斷邪婬。離妄言斷妄言。離酒斷酒。阿難。若使有人因人故。得歸佛。歸法。歸比丘僧。不疑三尊及苦習滅道。成就於信。奉持禁戒。修學博聞。成就布施而得智慧。離殺斷殺。離不與取斷不與取。離邪婬斷邪婬。離妄言斷妄言。離酒。斷酒。阿難。設使此人為供養彼人衣被飲食臥具湯藥諸生活



た内容となっている<sup>37</sup>。『有部雜事』<sup>38</sup>の対応部分は、これよりも簡潔で、『四分律』<sup>39</sup>も阿難との問答形式で説かれている点では、『中阿含経』等ほど対応した関係にあるとは言えない。なお、他の諸伝には、こうした所述は見られない。

プロット⑨を伝える諸伝のうち、法の存続減少の説に加えて女人五障をも説くのは、「瞿曇彌品」、『中阿含経』、『記果経』、『五分律』である。この点でも「瞿曇彌品」、『中阿含経』、『記果経』の三者が一致している。

以上のことから、「瞿曇彌品」は、説話構造・表現形式とも『中阿含経』や『記果経』を伝持した説一切有部の説話伝承に最も近い構造と形式にあることが見出された。よって、「瞿曇彌品」は、こうした部派の説話伝承を源泉にして成立したといえるだろう。

## 2・『大愛道尼経』との対応関係

前節で考察の対象にしなかった『大愛道尼経』は、上下二巻から成り、その上巻の大半がマハーパジャパティーの出家受戒譚に当てられている。下巻では、比丘尼立徳の本、比丘尼の日常生活に関わ

---

具。至盡形壽。不得報恩。

<sup>37</sup>同上、1.p.856c10-19.:此阿難。我亦饒益大女人瞿曇彌。彼依我歸於我歸於法歸比丘僧。於佛無疑於法無疑於眾無疑。於苦習盡道無疑。具足信戒聞施。具足智慧。棄於殺離殺。不與取邪淫妄言。至棄飲酒離飲酒。此阿難。若有人依因於人。歸於佛歸於法歸比丘僧。不疑佛不疑法不疑比丘僧。不疑苦習盡道。具足信戒聞施。具足智慧。棄殺離殺。不與取邪淫妄言。至棄飲酒離飲酒。此阿難。此人有所作盡命衣被床臥病瘦醫藥。於彼人不能報。

<sup>38</sup>同上、24.p.350c21-25.:佛告阿難陀。實有斯事。於我有恩我已報訖。由因我故得知三寶。歸佛法僧受五學處。於四諦理無復疑惑。得預流果當盡苦際證會無生。如是之恩更為難報。非衣食等可相比喻。

<sup>39</sup>同上、22.p.923a9-26.



る諸々の心得、女人の八十四恣態など比丘尼の威儀について説いている。しかし、本経に見られる戒律的規定は、他に見られない独自の所説が目立つ。

『出三蔵記集』巻第三によれば、本経は、『大愛道受誠経』の名で記録され、この他に『大愛道』あるいは、『大愛道比丘尼』の経名で伝わっていたとされる。また訳者、訳出年代とも不明とされる<sup>40</sup>。しかし、『出三蔵記集』の著者僧祐は、この書誌を道安が撰述した経録を援用している<sup>41</sup>。それによれば、この経は、「涼土」、すなわち「涼州」、現在の中国甘肅省地域で入手された経とされる。道安の生没年代は、A.D.314-385 とされるので、『大愛道尼経』は、前涼時代(漢、A.D.313-376)<sup>42</sup>に当地で流布していた経典であることが知られる。よって、少なくとも本経が道安の時代には、既に存在していたことが理解できる。なお、大野法道氏は、これを「東晋失訳(A.D.317-420)」と考え<sup>43</sup>、平川彰博士は、「鳩摩羅什(A.D.344-413 or 350-409)以前の頃の翻訳経」と考えている<sup>44</sup>。

さて、この経は、「瞿曇彌品」や『中阿含経』と全く同じプロット

<sup>40</sup>大正.55.p.18c19.:大愛道受誠経二卷舊録云大愛道或云大愛道比丘尼今有此経

僧祐の語る「舊録」については、常盤大定『後漢より宋齋に至る訳経総録』、国書刊行会、東京、1973年、36-41頁を参照のこと。

<sup>41</sup> この経は、『出三蔵記集』巻第三「新集安公涼土異経録第三」に収録されている。道安が撰述した経録についての研究は、常盤前掲書、87-181頁を参照のこと。

<sup>42</sup>前涼以降、この地域では、後涼(氏、A.D.396-403)、南涼(鮮卑、A.D.397-414)、北涼(匈奴、A.D.397-439)、西涼(漢、A.D.400-421)の国が建てられた。

<sup>43</sup>大野前掲書、390頁。

<sup>44</sup>戒律的記述の多さから鳩摩羅什以前の中国でこうした経典を撰述することは不可能と考え、本経の中国撰述の可能性を否定している(平川前掲書、274頁)。



を備えている。しかし、それ以上に注意すべきことは、その訳文である。次に「瞿曇彌品」、『大愛道尼經』、『中阿含經』各経のプロット③から④にかけての訳文を対照して示すことにする。

「瞿曇彌品」	『大愛道尼經』	『中阿含經』
<p>佛時與諸比丘。留止是國。避雨三月。補成衣已。著衣持鉢。出國而去。大愛道即與諸老母等。俱行追佛。佛行轉到那私縣。頓止河上。</p> <p>大愛道便前稽首作禮却住。白佛言。我聞女人精進可得沙門四道。願得受佛法律。我以居家有信。</p> <p>欲出家為道。佛言止止。瞿曇彌。無樂以女人人我法律。服法衣者。當盡壽清淨究暢梵行。</p> <p>大愛道則復求哀。</p> <p>如是至三。佛不肯聽。</p>	<p>佛時與大比丘留止是國。避雨三月補納成衣已著衣持鉢出國而去。大愛道即與諸老母等。俱行追佛。佛轉到那和縣頓止河上。</p> <p>大愛道便前稽首作禮遷住。白佛言。我聞女人精進可得沙門四道。願得受佛法律。我以居家有信有樂。曉知無常。如是樂</p> <p>欲出家為道。佛言。止止。瞿曇彌。無樂令母人人我法律中服我法衣者。當盡壽命清淨潔己。究暢梵行靜意自守。未曾起想。如道憺然。無邪念欲。心與空寂為娛樂。時大愛道。即復求哀言。如是行者為可不乎。願佛見過度得至泥洹。如是至三。佛復不肯聽之。</p>	<p>彼時。世尊於釋羈瘦受夏坐竟。補治衣訖。過三月已。攝衣持鉢。遊行人間。瞿曇彌大愛聞世尊於釋羈瘦受夏坐竟。補治衣訖。過三月已。攝衣持鉢。遊行人間。瞿曇彌大愛即與舍夷諸老母。俱隨逐佛後。展轉住至那摩提。住那摩提捷尼精舍。於是。瞿曇彌大愛復詣佛所。稽首佛足。却住一面。白白。世尊。女人可得第四沙門果耶。因此故。女人於此正法律中。至信捨家無家學道耶。世尊至三告曰。止。止。瞿曇彌。汝莫作是念。女人於此正法律中。至信捨家無家學道。瞿曇彌大愛。如是汝剃除頭髮。著袈裟衣。盡其形壽。淨修梵行。於</p>

<sup>45</sup>大正.4, p.158 b 9-20.



<p>便前作禮。遶佛而退。住於門外。被弊敗之衣。徒跣而立。顔面垢穢。衣服污塵。身體疲勞。噓唏悲啼。</p> <p>賢者阿難。見伯母大愛道如是不樂。<sup>45</sup></p>	<p>便復前作禮遶佛而去。退住於外門被弊敗之衣。躄跣而立。淚出如雨。面目顔色垢穢流離。衣服污塵身體疲勞。歔歔悲啼不能自勝。自悔恣態惡有八十四。迷亂丈夫使失道德。佛知深諦實如是審。天下男子。無不為女人所惑者。甚難甚難。我今用是態欲故。要當潔己不敢厥廢也。唯子當度母耳。終不失子本願也。賢者阿難。見母大愛道如是不樂。<sup>46</sup></p>	<p>是。瞿曇彌大愛三為世尊所制。稽首佛足。繞三匝而去。彼時。瞿曇彌大愛塗跣汚足。塵土塗體。疲極悲泣。住立門外。尊者阿難見瞿曇彌大愛。<sup>47</sup></p>
--	---	--

ゴシック太字体で示した部分を対比すると、「瞿曇彌品」と『大愛道尼経』両者の訳文が、一目瞭然に一致していることが理解できるだろう。ここで取り挙げた部分以外にも、「瞿曇彌品」の全訳文が、ほぼ完全な形で『大愛道尼経』と対応している。但し、『大愛道尼経』からすれば、「瞿曇彌品」は、『大愛道尼経』の訳文を部分的に接合したような形で成り立っているといつてよい。そうした箇所は随所に存在する。これによって、『大愛道尼経』にだけ存在する部分は、字単位から文単位にまでわたる。中でも最大の部分は、プロット⑦と⑧の間に見られる。「瞿曇彌品」を始めとする諸伝では全て、マハーパジャパティーの出家受戒は、彼女が八敬法の受持を阿難に表明

<sup>46</sup>同上、24, pp.945c22-946a13.





することで成立していた。これは後に「重法を受持することによる具足戒(garudhamma-paṭiggahāṇa-upasampadā)<sup>48</sup>」と呼ばれる方法である。ところが、『大愛道尼経』だけは、こうした一般的な所説を採らずに、マハーパジャパティーが八敬法の受持を表明した後、彼女は仏陀から十戒を授かって沙彌尼となっている。その後も新たに異なった十戒や事師法などを修めた後、仏陀から具足戒を授かったと伝える。その独自の所説は、大正大蔵経の装丁にして約 2 頁分(大正.24,pp.947a7-949a11)にも及んでいる。この場合、独自の所説を持たない「瞿曇彌品」では、次のように前後のプロット⑦と⑧の訳文を接合したような形になっている。

「瞿曇彌品」	『大愛道尼経』
(プロット⑦) 今佛所教勅八敬法者。我亦歡心。願以首頂受之。	(プロット⑦) 今佛所教勅八敬法者。我亦觀心。願以頭頂受而行之。 遂樂所業萬不惟恨。自約如是無不悅豫。爾時佛便授大愛道十戒為沙彌尼。沙彌尼奉戒者。斷之根也。不得殺生禽獸蟲蛾斫樹生折草華。終無害心。…(中略)…叉手作禮遶佛十匝却住一面。
(プロット⑧) 爾時大愛道。便受大戒。為比丘尼。奉行法律。遂得應真。	(プロット⑧) 爾時佛便授大愛道裘曇彌大具足戒。為比丘尼奉行法律。遂

<sup>47</sup>同上、1, p.605 b 4-20.

<sup>48</sup> *Sumaṅgalavilāsini*, vol.I, ed. by T.W.Rhys Davids and J.Estlin Carpenter, The Pali Text Society, London,1924, p.241,12.

<sup>49</sup>大正.4,p.159a14-18.



<p style="text-align: center;">然後異時。大愛 道比丘尼。與諸長老比丘尼。俱行詣 賢者阿難。<sup>49</sup></p>	<p>得應真道。且觀生死本際。所見已諦。眼能徹視。耳能通聽。鼻能禪息。心知他人意所念。身能飛行。然後大愛道比丘尼與諸長老比丘尼俱。行詣佛賢者阿難。<sup>50</sup></p>
--	--

プロット⑧の「爾時」で始まる文言を見ると、『大愛道尼経』では、仏陀が彼女に授戒したため、仏陀が主語となり、動詞が「授」となっている(爾時佛便授大愛道裘曇彌大具足戒)。ところが、「瞿曇彌品」では、大愛道が八敬法を受持することで具足戒を受けたことになっているので、大愛道が主語となり、「受」が動詞となっている。このように両者の間には、主語と動詞部分が書き換えられたような形で話が進んでいる。

この他にも「瞿曇彌品」の場合、『大愛道尼経』で生じている訳語の混用<sup>51</sup>や女人五障の配列の混乱<sup>52</sup>も全て整理統一された形になっ

<sup>50</sup>同上、24,p.947a6-949a16.

<sup>51</sup>平川博士によれば、『大愛道尼経』に見られる「裘曇彌」、「阿祇梨」、「飛行皇帝」、「六度無極」は、いずれも「瞿曇彌」、「阿闍梨」、「帝釋」、「六波羅蜜」の古訳であるとされる(平川前掲書 273 頁。なお、「飛行皇帝」の新訳は、「帝釋」ではなく、「転輪聖王」の古訳である(丘山新など訳『現代語訳「阿含経典」長阿含経』、第 1 巻、平河出版社、東京、1995 年、563 頁、注記 100 を参照のこと)。確かに「瞿曇彌品」で「瞿曇彌」、「女人」とある訳語が、『大愛道尼経』では「裘曇彌」、「母人」とあるため、『大愛道尼経』は「瞿曇彌品」に先行した訳語を使用しているようにとらえられている。しかしその一方で、『大愛道尼経』では「母人」と共に「女人」も併用しているので、簡単には訳語の新古を論じえないといえるだろう。なお、「瞿曇彌品」は、全て「女人」に統一している。

<sup>52</sup>女人五障の配列のうち、女性がなり得ない存在として挙げられている部分に混乱が生じている。それは、第三以降の配列と訳語に相違が生じている。それを他伝と比較すると、次のようである。



ている。そのため、「瞿曇彌品」は、『大愛道尼経』の訳文と一致しつつも、『大愛道尼経』の独自色を脱却して『中阿含経』などの形式に沿った体裁になっているといえるだろう。

こうした両者の間で見られる対応現象は、単なる偶然の吻合一致とは考えられない。この場合、どちらか一方が、他方の文章を転用したことによる結果、もしくは、両者が共に第三の文献を転用しているという可能性が考えられる。しかし、後者の場合、それを示す第三の文献は目下見出されないので、この可能性は除外してよいだろう。そうすると、転用の方向性は、「瞿曇彌品」→『大愛道尼経』、または『大愛道尼経』→「瞿曇彌品」のどちらかと考えられる。経録の記述を信じるならば、『中本起経』は、後漢代とされるので、東晋代の訳経と推定される『大愛道尼経』への転用の方向性が考えられる。しかし、『中本起経』の現在形の成立は、漢訳『法句経』の成立以後で、晋代にまで下がる可能性が高いと指摘されている現在、経録等の記載する訳出年代からだけでは、単純に転用の方向性を論じることはできない。そこで、次に釈道安の所言から転用の方向性

	『大愛道尼経』	「瞿曇彌品」	『中阿含経』	『記果経』	『五分律』
①	如来至真等正覚	如来至真等正覚	如来無所著等正覚	如来無所著等正覚	天帝釈
②	転輪聖王	転輪聖王	転輪王	転輪王	魔天王
③	第七梵天王	第二初利天帝釈	天帝釈	釈	梵天王
④	飛行皇帝	第六魔天王	魔王	魔	転輪聖王
⑤	魔天王	第七梵天王	大梵天	梵	三界法王

「瞿曇彌品」の配列は、『大愛道尼経』とは一致せずに『中阿含経』や『記果経』と一致している。但し、『大愛道尼経』は、その後挙げる男子がなり得るとする部分では、「瞿曇彌品」の配列と一致していたり、訳語も書き換えられているなどの混乱が生じている。



を推察することにした。

### 3・『増壹阿含序』の語る「大愛道品」

初期の中国仏教界を代表する人物に釈道安がいる。彼は、仏典の校訂、注釈、経典目録の編纂、儀軌の制定など中国仏教に大きな足跡を残している。彼はまた仏典に対する序も残しているが、それは、当時の仏教を理解する上で大変貴重な資料ともなっている。そうした経序の一つに「増壹阿含序第九」がある<sup>53</sup>。この序では、本経の訳者や訳出に関する経緯を詳細に述べた後、『中本起経』にも言及している。

中本起康孟祥出大愛道品。乃不知是禁經比丘尼法堪慊切直割而去之。此乃是大鄙可痛恨者也。此二經有力道士。乃能見當以著心焉。如其輕忽不以為意者。幸我同志鳴鼓攻之可也<sup>54</sup>。

道安によれば、『中本起経』には「大愛道品」と呼ばれる品が存在したが、それが削除されてしまったとされる。これを削除したとされる人物については、これまで先学によって注意されてきた。先ずそれを最初に取り挙げたのは、宇井伯壽博士である。宇井博士は、当該箇所を次のように書き下している。

---

<sup>53</sup>阿含経に対する経序は、この他に『中阿含経』に対するものがあつたことを法経撰『眾經目録』卷六(大正.55,p.147b27)が伝えている。それによれば、「中阿含経序一卷」とある。しかし、それに先行する『出三藏記集』には記載されていない。

<sup>54</sup>大正.55,p.64b27-c2.



中本起を康孟祥が出し、大愛道品を出すに、乃ち是れ禁經なるを知らずして、比丘尼法堪慊切にして直ちに割いて之を去れり<sup>55</sup>。

と読んで、削除した人物を比丘尼法堪と考え、彼女に関しては、傳不明とされた<sup>56</sup>。しかし、その解読に疑義を唱えられたのが、横超慧日博士である。横超博士は、その自著『中国仏教の研究』で宇井博士の読みを提示した後、自ら訓読を挙げられている。

中本起を康孟祥の出すや、大愛道品を出すに、乃ちこれ禁經比丘尼の法なるを知らず、切直を堪へたりとし、割して之を去れり<sup>57</sup>。

と読んで、本経の訳出者である康孟祥が、「大愛道品」を削除したとされた<sup>58</sup>。この読みは、近年中嶋隆蔵博士にも受け継がれ、中嶋博士は、次のように現代語訳された。

『中本起経』は、康孟祥が訳出したものだが、大愛道品を訳出する際に、これが禁戒を説いた経典であることが分からず、(とくに)比丘尼の戒法があまりに直接的なので、これを削ってしまった<sup>59</sup>。

これによって、彼が訳出後に「大愛道品」を削除したことになるが、それでは、彼が取り除いたとする「大愛道品」とは如何なる品であったのかが問題となる。そこで宇井博士は、

<sup>55</sup>宇井伯壽『釋道安研究』、岩波書店、東京、1956年、171頁。

<sup>56</sup>同上、174頁。

<sup>57</sup>横超慧日『中国佛教の研究』、法蔵館、京都、1958年、181頁。

<sup>58</sup>同上、183頁。

<sup>59</sup>中嶋隆蔵編『出三蔵記集序巻訳注』、平楽寺書店、京都、1997年、193頁。



大愛道品は道安の目録で康孟詳譯とせられる中本起第九瞿曇彌來作比丘尼品に相違ない<sup>60</sup>。

と断定され、中嶋博士は、

現存の『中本起經』に「大愛道品」という名は見えないが、「比丘尼法」とあることから見て、「瞿曇彌來作比丘尼品」がそれに当たるか<sup>61</sup>。

と推定されている。しかし、両博士は共に「大愛道品」が「瞿曇彌品」であると考えたものの、失われたとされる「大愛道品」が『中本起經』に「瞿曇彌品」として現存することの矛盾については全く言及していない。これに対して一つの仮説を提示されたのが、横超博士である。博士は、『高僧傳』(慧皎撰)の「支樓迦讖」伝に注目された。その伝記の最後段に次のような記事が見られる。

孟詳譯中本起及修行本起。先是沙門曇果。於迦維羅衛國得梵本。孟詳共竺大力譯為漢文。安公云。孟詳所出。奕奕流便足騰玄趣也<sup>62</sup>。

横超博士は、この記事に対して次のような解釈を示された。

これによれば、康孟祥が中本起及び修行本起を譯したが、これより先沙門曇果が得てきた梵本を康孟祥が竺大力と共に譯して漢文としたと言ふのである。この場合、康孟祥は初め竺大力と共同で經を譯し、後に又一人で譯しなほしたと見るべきであらうか、或は又この二回の翻譯記事は實は一事の再

<sup>60</sup>宇井前掲書、174 頁。

<sup>61</sup>中嶋前掲書、194-195 頁。

<sup>62</sup>大正.50.p.324c9-12.



記に過ぎぬと見るべきであらうか。思ふに一事の事をかやうに異なる方法で再度記述するは、史家のとるべき態度とは思はれぬ。従つてこれは再度の譯がなされたと見るべきであらう。然し再度の譯をしたとしても、前回既に自ら参加したとすれば、譯語に推敲を重ねる外、原文に取捨を加へるといふこともないではなからう<sup>63</sup>。

このように『中本起経』は、二度にわたる翻訳が行われたと理解された。その結果、『中本起経』の「瞿曇彌品」に対して次のような見解を披瀝された。

それ故私見としては、初め竺大力と共譯した時には中本起経中に大愛道品<sup>マフ</sup>品即ち瞿曇彌來作比丘尼品があつたのであるが、後の所謂再譯の場合その品を割去したものと考へる。然るに後世はその割去した再譯本は傳はらず、割去以前の譯本が今日の如く曇果共康孟詳譯の名で傳はることになつたのであろう。…(中略)…中本起経は曇果が梵本を持ち來つたが、初め竺大力と康孟詳とで共譯した時は瞿曇彌來作比丘尼品があつたけれども、後に康孟祥が此れを削り去つたと解しておく。そうすれば道安が割去を遺憾としたのは康孟祥に對してであつたことになる<sup>64</sup>。

横超博士は、このように初訳本と再訳本の2種が存在していたと仮定されたのである。しかし、この仮説を立てる根拠となつた『高僧傳』の記事を見る限り、再度の翻訳があつたと理解するよりも、

<sup>63</sup>横超前掲書、182頁。

<sup>64</sup>同上、182-183頁。



一事を再述したと理解した方が極めて自然である。筆者なりにその記事の前半部を現代語訳すれば、次のようになるだろう。

〔康〕孟詳が『中本起〔経〕』と『修行本起〔経〕』を訳した。もとは(先是)沙門曇果が、迦維羅衛国で梵本を得た。  
〔康〕孟詳は、竺大力と共に漢文に訳した。

この記事では、先ず康孟祥が翻訳した経典を示し、次いでその原本の入手者と入手地、共同の翻訳者を明記詳述したもので、再度にわたって翻訳が行われたことを示すものではないと理解できる。横超博士の仮説は、『高僧伝』と「増壹阿含序第九」の記事を併せて発展的に読み込むことで導き出されたにすぎない。よって、2種の訳本を想定することは困難である。道安の所述を信じる限り、「大愛道品」は、やはり失われてしまったと考えざるを得ない。

そこで、改めて「増壹阿含序第九」を読み返すと、この記事では、次の事実を示していることに注意を払わなければならない。経序の示す「大愛道品」の内容は、①品名が示すように、マハーパジャパティーにまつわる説話であること、②「禁経比丘尼法<sup>65</sup>」が戒律的内容を指すであろうこと<sup>66</sup>、③その「比丘尼法」が「堪謙切直」と受取

<sup>65</sup> 『摩訶僧祇律』では、「比丘尼法」としてマハーパジャパティーの出家受戒因縁譚と八敬法を説示する用例がある(大正.22,p.471a25 以下)。

<sup>66</sup> 経序の視座は、専ら経に説かれる戒律的要素に向けられている。彼は、序の始めに『増壹阿含経』が多く戒律を含んでいることを指摘し(其為法也。多録禁律繩墨切厲。乃度世檢括也(大正.55,p.64b4-5)、さらに『中本起経』に言及する直前では、『中阿含経』と『増壹阿含経』に対して次のように述べている。

凡諸學士撰此二阿含。其中往往有律語。外國不通與沙彌白衣共視也。而今已後。幸共護也使與律同。此乃茲邦之急者也。斯諄諄之誨。幸勿藐聽也。廣見而不知護禁。乃是學士通中創也(大正.55,p.64b22-27)。





られる内容であることの三点である。これらは、そのいずれもが「瞿曇彌品」の内容と該当する。即ち、①「瞿曇彌品」もマハーパジャパティーを主題にする説話であること、②八敬法を説くこと、③八敬法も内容的に「堪慊切直」と受取られるに十分な内容を備えていることである。このため、両者が内容的に頗る類似した品であることは間違いない。しかし、経序では、「大愛道品」が削除されて失われてしまったことを伝え、それについて「此乃是大鄙可痛恨者也(これは、とても浅はかなことで、痛恨すべきことである)<sup>67</sup>」と記していることから、「大愛道品」が「瞿曇彌品」として現存しているとは考えられない。よって、経序の記載を信じる限り、両者が内容的に頗る類似していることは認められるものの、「大愛道品」が「瞿曇彌品」そのものであると考えることはできないのである。

それでは、「大愛道品」が「瞿曇彌品」でないとすれば、両者はそれぞれ『中本起経』に独立した品として存在していたことになる。マハーパジャパティーの登場する説話は、この他の仏教文献でも散見することができる<sup>68</sup>。しかし、マハーパジャパティーが登場する説話の中で比丘尼の戒律が説かれ、その内容が「堪慊切直」と受取られる内容であること、またその説話が仏伝説話として利用できる説

---

道安は、これらの経が外国では沙弥や在家者と一緒に見られることがなかったことを挙げ、本経を戒律同様に大切にしよう求めている。そして国人の戒律に対する無知、無頓着を指摘し、『中本起経』に生じた問題へと話を進めている。このように阿含経の説く教理にではなく、戒律に関する所説にのみ言及しているのは、戒律を重視した道安の性格の一面を如実に表しているといつてよい。

<sup>67</sup>大正.55.p.64b29.

<sup>68</sup>赤沼智善編『印度仏教固有名詞辞典』、法蔵館、京都、1979年、mahāpajāpatiの項、384-385頁。



話となると、現存する仏教文献を広く博搜しても、「瞿曇彌品」の説くマハーパジャパティーの出家受戒譚に対応する説話以外には全く見出されない。このため、マハーパジャパティー・比丘尼の戒律・仏伝的内容の三要素を全て兼ね備えた説話が、「瞿曇彌品」とは別に重複する形で存在していたと想定することは、極めて困難である。こうした状況から、「瞿曇彌品」は「大愛道品」ではなく、失われた「大愛道品」の代わりに新たに『中本起経』に補完された可能性が高い。この推定を可能にするのが、「瞿曇彌品」の訳文である。前節で指摘したように、「瞿曇彌品」のほぼ全ての訳文が、『大愛道尼経』巻上に見られる訳文と一致対応していた。『大愛道尼経』の該当部分から、「瞿曇彌品」からの転用であるとする積極的な証拠を見出すことができないことから、こうした推定への帰結が可能である。

もしこの推定が正鵠を得たものであるとすれば、「瞿曇彌品」の成立は 4 世紀後半から 6 世紀前半までに行なわれたと考えられる。僧祐(A.D.445-518)が漢訳経典を用いて撰述した仏伝『釈迦譜』(撰述年代不詳)<sup>69</sup>には、「釈迦姨母大愛道出家記<sup>70</sup>」としてマハーパジャパティーの出家受戒譚が含まれている。その細註によれば、それを『中本起経』に依拠したとある<sup>71</sup>。このため、「増壹阿含序第九」の撰述(385 年)から僧祐の示寂(518 年)までの間に、「瞿曇彌品」が『大愛道尼経』に基づいて補完されて、現行『中本起経』の体裁に整備され

<sup>69</sup> 『釈迦譜』は、漢訳経典を抄出して作られた中国撰述最古の仏伝である。その内容は、シャカ族の系譜から仏滅後の舍利塔供養にまで記述が及んでいる。なお、『釈迦譜』で引用される経典について考察したものに菅野龍清「『釈迦譜』引用経典に関する一考察」、『大崎学報』、152 号、1996 年がある。

<sup>70</sup> 大正.50.p.52b2-c25.

<sup>71</sup> 同上、p.52 脚注⑦によれば、宋、元、宮の各本に「出中本起経」とある。



たと推定できる。

なお、「瞿曇彌品」を編纂するにあたり、編纂者-それは個人であつたかもしれないし-集団であつたかもしれない-が、『大愛道尼経』を種本に採用した理由は不明である。しかし、『大愛道尼経』が、漢訳経典中、最古のマハーパジャパティー出家受戒譚であること、その経名が、経序の示す「大愛道品」との類似性を容易に連想させる点は留意すべきであろう。また『大愛道尼経』の訳文を部分的に割去して依用した理由などについても明確にすることは困難である。ただマハーパジャパティーの出家受戒の方法が、『大愛道尼経』独自の所説から一般的な所説に改変されているのは、相当説話を伝える漢訳文献のいずれもが、「重法具足」の説を採っているため、それに合わせたと考えられる。実際、『有部雜事』を除く漢訳文献は、いずれも「増壹阿含序第九」の撰述後、百年前後以内に訳出されている<sup>72</sup>。このため、『大愛道尼経』の所説を一般的な所説に改変するには、史料的に充分可能な環境にあつたといえるだろう<sup>73</sup>。

<sup>72</sup>平川博士（「二百五十戒の研究 I」、『平川彰著作集』、第 14 巻、春秋社、東京、1993 年）によれば、『四分律』は、A.D.410-412 に訳出されたとされ（本書 28 頁）、『五分律』は、A.D.423-424 の訳出とする（本書 33 頁）。『毘尼母経』は、5 世紀前半の訳出と考えている（本書 36 頁）。なお、『有部雜事』の訳出は遅く、A.D.635-713 の訳出である（本書 33 頁）

<sup>73</sup> さらに想像を豊かにして考えれば、説話構造・表現形式とも「瞿曇彌品」と同じ形式に属していた『中阿含経』（A.D.397-398 訳出）や『記果経』（A.D.457 訳出）を参考に訳文の取舍選択が行われたのかもしれない。なぜなら『大愛道尼経』の固有文言群は、同一の構造と形式をもつこれら両経の相当部分に対応文言が見られないため、「瞿曇彌品」編集者は、『大愛道尼経』の訳文を両経に照らし合わせながら、「瞿曇彌品」を編集したとも考えられなくもない。



## むすび

以上、対応する各所伝の説話構造や表現形式などから「瞿曇彌品」の伝承系統に考察を加えてきた。その結果、本説話が、『中阿含経』や『記果経』を伝持した説一切有部の伝承に最も近い説話伝承から成立していることが見出された。またその訳文のほぼ全てが、『大愛道尼経』の訳文と一致対応することを見出し、両者間に転用関係があることを指摘した。こうした関係は、経序で失われたと伝わる「大愛道品」を補うために生じたと考えられ、『大愛道尼経』に基づいて「瞿曇彌品」が成立したと推定することができる。なお、今後は、『中本起経』各品の考察を行って『中本起経』を全体的に解明したいと思う。



## 引用文献

- 「開元釈教録」、『大正新脩大藏經』、第 55 卷、大藏出版、東京、1987 年。
- 「瞿曇彌記果經」、『大正新脩大藏經』、第 1 卷、大藏出版、東京、1990 年。
- 「高僧伝」、『大正新脩大藏經』、第 50 卷、大藏出版、東京、1990 年。
- 「根本説一切有部毘奈耶雜事」、『大正新脩大藏經』第 24 卷、大藏出版、東京、1989 年。
- 「四分律」、『大正新脩大藏經』、第 22 卷、大藏出版、東京、1989 年。
- 「釈迦譜」、『大正新脩大藏經』、第 50 卷、大藏出版、東京、1990 年。
- 「衆經目錄(静泰録)」、『大正新脩大藏經』、第 55 卷、大藏出版、東京、1987 年。
- 「衆經目錄(仁壽録)」、『大正新脩大藏經』、第 55 卷、大藏出版、東京、1987 年。
- 「衆經目錄(法経録)」、『大正新脩大藏經』、第 55 卷、大藏出版、東京、1987 年。
- 「出三蔵記集」、『大正新脩大藏經』、第 55 卷、大藏出版、東京、1991 年。
- 「大愛道比丘尼経」、『大正新脩大藏經』、第 24 卷、大藏出版、東京、1989 年。
- 「大唐内典録」、『大正新脩大藏經』、第 55 卷、大藏出版、東京、1987 年。
- 「中阿含経」、『大正新脩大藏經』第 1 卷、大藏出版、東京、1988 年。
- 「中本起経」、『大正新脩大藏經』、第 4 卷、大藏出版、東京、1989 年。



「毘尼母經」、『大正新脩大藏經』、第 24 卷、大藏出版、東京、  
1989 年。

「摩訶僧祇律」、『大正新脩大藏經』、第 22 卷、大藏出版、東京、  
1989 年。

「彌沙塞和醯五分律」、『大正新脩大藏經』、第 22 卷、大藏出版、  
東京、1989 年。

「歷代三寶紀」、『大正新脩大藏經』、第 49 卷、大藏出版、東京、  
1987 年。

*Aṅguttara-Nikāya*, IV, ed. by Prof. E Hardy, The Pali Text Society, Oxford,  
1999.

*Bhikṣunī-Karmavācānā, Die Handschrift Sansk. C25(R) der Bodleian  
Library Oxford*, ed. by Von Michael Schmidt, *Indica et Tibetica*, band 22,  
Indica et Tibetica verlag, Bonn, 1993.

*Bhikṣunī-Vinaya, including bhikṣunī-plakirṇaka and a summary of the  
bhikṣunī-plakirṇaka of the Ārya-Mahāsaṃghika-Lokottaravādin*, ed. by  
Gustav Roth, K.P. Jayaswal Research Institute, Patna, 1970.

*Hdul-ba phran-tshegs-kyi gshi*, 『影印北京版西藏大藏經』第 44 卷、西  
藏大藏經研究会、東京・京都、1957 年。

*Sumaṅgalavilāsini*, vol.I, ed. by T.W.Rhys Davids and J.Estlin Carpenter,  
The Pali Text Society, London,1924.

*Vinayapīṭakaṃ*,II, ed. by H.Oldenberg, The Pali Text Society, London,  
1964.

## 参考文献

慧皎 『高僧傳』、「中國佛教典籍選刊」、中華書局、北京、1992 年。



- 朱慶之 『佛典與中古漢語詞彙研究』、文津出版社、台北、1992年。
- 僧祐 『出三藏記集』、「中國佛教典籍選刊」、中華書局、北京、1995年。
- 赤沼智善編 『印度仏教固有名詞辞典』、法蔵館、京都、1979年。
- 岩野眞雄編 『国訳一切経』、第6巻、大東出版社、東京、1971年。
- 宇井伯壽 『釋道安研究』、岩波書店、東京、1956年。
- 榎本文雄 「説一切有部系アーガマの展開 『中阿含』と『雜阿含』をめぐって」、『印度学仏教学研究』、第32巻、第2号、1984年。
- 同上 「『法句譬喻経』の成立について- 『中本起経』の成立にからんで- 」、『アーガマ』第130号、東京、1994年。
- 同上 「解説『法句譬喻経』覚え書き」、『真理の偈と物語(下)- 『法句譬喻経』現代語訳- 』、大蔵出版、東京、2001年。
- 横超慧日 『中国佛教の研究』、法蔵館、京都、1958年。
- 大野法道 『大乘戒経の研究』、山喜房佛書林、東京、1963年。
- 丘山新など訳 『現代語訳「阿含経典」長阿含経』、第1巻、平河出版社、東京、1995年。
- 小野玄妙・丸山孝雄編 『佛書解説大辞典』、第2巻、大東出版社、東京、1971年。
- 小野玄妙・丸山孝雄編 『佛書解説大辞典』、第7巻、大東出版社、東京、1968年。
- 小野玄妙・丸山孝雄編 『佛書解説大辞典』、第8巻、大東出版社、東京、1968年。



- 河野訓 『漢訳仏伝研究』、皇學館大学出版部、三重、2008 年。
- 菅野龍清 「『釈迦譜』引用經典に関する一考察」、『大崎學報』、152 号、東京、1996 年。
- 佐藤密雄 『原始仏教教団の研究』、山喜房仏書林、東京、1972 年。
- 静谷正雄 『小乗仏教史の研究- 部派仏教の成立と変遷- 』、百華苑、京都、1978 年。
- 世燈(金仁淑) 「八敬法の歴史性に関する考察」、『駒澤大學佛教學部論集』、第 24 号、東京、1992 年。
- 常盤大定 『後漢より宋齋に至る訳経総録』、国書刊行会、東京、1973 年。
- 永崎亮寛 「Mahāpajāpati Gotamī 比丘尼の出家具足に関する一考察」、『印度學佛教學研究』、第 26 卷 第 2 号、1978 年。
- 中嶋隆蔵編 『出三蔵記集序巻訳注』、平樂寺書店、京都、1997 年、193 頁。
- 林屋友次郎 『異譯經類の研究』、東京文庫、東京、1945 年。
- 平川彰 『律蔵の研究』、山喜房佛書林、東京、1970 年。
- 同上 『原始仏教の研究- 教団組織の原型- 』、春秋社、東京、1980 年。
- 同上 「二百五十戒の研究 I」、『平川彰著作集』、第 14 卷、春秋社、東京、1993 年。
- 同上 「二百五十戒の研究 II」、『平川彰著作集』、第 15 卷、春秋社、東京、1993 年。
- 同上 「二百五十戒の研究 III」、『平川彰著作集』、第 16 卷、春秋社、東京、1994 年。
- 同上 「二百五十戒の研究 IV」、『平川彰著作集』、第 17 卷、春





秋社、東京、1995年。

同上 「比丘尼律の研究」、『平川彰著作集』、第13巻、春秋社、  
東京、1999年。

John Brough, *Buddhist etymological note, Bulletin of the School of  
Oriental Studies*, No.38,1975,



## The study of the *Ju tan mi lai zuo pi qiu ni pin* in the *Zhong ben qi jing*

Hiroki OKUMURA\*

### Abstract

The *Zhong ben qi jing* is one of the Buddha's biographies translated in Chinese. According to The *Chu san ji ji*, oldest catalogue of Buddhist scripture, The *Zhong ben qi jing* was translated in the Hou han era by Kan meng xiang. This scripture records 15 kinds of stories after the Enlightenment of Sakya Buddha.

In this paper, I performed a comparative study of mahāpajāpatī-ñotamī in the *Ju tan mi lai zuo pi qiu ni pin* and other documents. As a result, I point out that this story belong to śarvāsitivāda-tradition that conveyed The *Zhong a han jing* and the *Ju tan mi ji guo jing*, and point out that the *Ju tan mi lai zuo pi qiu ni pin* was added to The *Zhong ben qi jing* in place of the *Da ai dao pin*.

Keyword : *Zhong ben qi jing*, *Ju tan mi lai zuo pi qiu ni pin*, Zheng yi a han xu, *Da ai dao pi qiu ni jing*

---

\* Department of Religious Studies, Fo Guang University

